

◎公的年金制度の健全性及び信頼性の

確保のための厚生年金保険法等の一

部を改正する法律

(平成二五年六月二六日法律第六三号)

一、提案理由(平成二五年五月一五日・衆議院厚生労働委員会)

○田村国務大臣 たいいま議題となりました公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を説明いたします。

公的年金の一部を代行する厚生年金基金制度は、近年では、代行給付に必要な資産に不足が生じている、いわゆる代行割れ基金が多数存在し、公的年金の財政や厚生年金基金に加入する中小企業の経営に影響を与えかねない状況となっております。また、国民年金の第三号被保険者の中には、配偶者の離職などにより第一号被保険者となったにもかかわらず、必要な届け出

を行わなかったために、第三号被保険者として記録された期間のある者が多数存在することが明らかになっていきます。

このため、厚生年金基金制度については、代行割れ基金の解散が進むよう、現在の特例的な解散制度を見直すとともに、今後の代行割れを防ぐための制度的な対応を講ずる必要があります。また、第三号被保険者の記録が不整合となっているものについては、早期の把握と正しい記録への訂正を行う必要があります。このような状況を踏まえ、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について、その概要を説明いたします。

第一に、厚生年金基金については、今後、新設は認めないこととし、その自主的な解散を促進するため、施行日から五年間の時限措置として、解散時に政府に返還する代行給付に必要な資産の分割納付の期限を十五年から三十年に延長するとともに、事業所間の連帯債務とならないよう措置を講じます。

また、施行日から五年後以降に存続する厚生年金基金については、その積み立て状況が一定の基準に該当しなくなった場合に、厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聞いて解散を命ずることができることとします。

なお、解散する厚生年金基金の事業所が他の企業年金制度に

移行できるよう、必要な措置を講じます。

第二に、第三号被保険者の記録不整合への対応については、第三号被保険者でなくなったことを事業主を経由して届け出なければならぬことにするほか、記録が訂正された者は、一定の範囲内で、国民年金保険料を追納することを可能とする等の措置を講じます。

最後に、この法律案の施行期日については、厚生年金基金制度の見直しについては、公布の日から一年を超えない範囲内で政令で定める日、第三号被保険者の記録不整合への対応については、一部を除き、公布の日から一月を超えない範囲内で政令で定める日、その他の事項については、公布の日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

以上でございます。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二五年五月二三日)

(本会議の会議録が未発行のため掲載できなかつた。)

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

○委員会修正の提案理由(平成二五年五月一日)

○ 柚木委員 たいま議題となりました公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、民主党・無所属クラブを代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

厚生年金基金制度は、昭和四十一年の制度創設以来、我が国の企業年金制度の発展に大きく寄与してまいりました。しかし、バブル経済崩壊後、経済金融情勢は大きく変化し、運用実績が低迷して代行割れとなる基金も増加するなど、厚生年金本体の財政を毀損するリスクが高まっている現状にございます。

民主党政権では、こうした基金制度をめぐる現下の状況を踏まえ、一定の経過期間を置いて基金制度を廃止する方針で検討を進めておりましたが、これに対して、現政権が提出した本法律案では、財政状況が健全とされる一部基金の存続を認めることとしております。このため、将来、これらの基金が代行割れに陥り、厚生年金本体の財政へ影響を与えるリスクは残されてしまい、基金に加入していない他の厚生年金の被保険者等に負担を肩がわりさせることになりかねません。

公的年金制度を将来にわたり安定的に運営していくためには、こうしたリスクを完全に排除する必要があると考え、本修正案を提出いたしました。

公的年金制度の一部を改正する

修正の要旨は、政府は、この法律の施行の日から起算して十年を経過する日までに、存続厚生年金基金が解散しまたは他の企業年金制度等に移行し、及び存続連合会が解散するよう、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとするものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告(平成二五年六月一九日)

○武内則男君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、第一に、厚生年金基金について、いわゆる代行割れ基金が多数存在すること等から、今後、その新設を認めないこととし、解散の特例制度を見直すとともに、基金から他の企業年金制度等への移行を促進すること、第二に、第三号被保険者の記録不整合について、記録が訂正された者は、一定の範囲で国民年金保険料の追納を可能とすること等を内容とするものであります。

なお、衆議院において、政府は、この法律の施行日から起算

して十年を経過する日までに、存続厚生年金基金が解散し又は他の企業年金制度等に移行し、及び存続連合会が解散するよう検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする規定を追加する修正が行われております。

委員会におきましては、一部の厚生年金基金を存続させる理由、衆議院における修正部分に対する今後の対応、記録訂正に伴う特例追納措置の周知の必要性等について質疑を行いました。その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して田村智子委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

………(略)………

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二五年六月一八日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、経済・社会情勢を踏まえ、解散や他の企業年金等への移行を検討している厚生年金基金の要請に応じるため、本法の速

やかな施行に努めるとともに、関係政省令の整備、説明・相談などの適切な対応等により、解散や移行が円滑に行われるよう体制の整備を図ること。

右決議する。

二、総合型の厚生年金基金の解散に当たっては、加入員、受給者等に移行先の選択肢を含めて必要な情報が行き届き、その上で最善の意思決定が行われるよう、基金及び母体企業への支援を行うこと。また、基金から他の企業年金等への移行については、基金の母体企業の多くが中小企業であることに鑑み、現行の企業年金制度の手続面での改善等を含め、移行のための支援策を拡充すること。

三、厚生年金基金の解散・移行に当たり、母体企業が退職金規程等に基づく退職給付義務を履行するよう指導を行うこと。

四、代行給付に必要な資産を有している厚生年金基金が今後代行割れを起こすことのないよう、従来以上に基金の資産状況等に対してモニタリングを実施し、基金が加入員、厚生年金被保険者等に対する情報開示を積極的に行うよう促すなど、適切な対応を行うこと。

五、第三号被保険者の記録不整合問題について、特例追納の対象者や対象期間を分かりやすく説明し、できる限り多くの者が特例追納できるよう本措置の周知・広報に努めるとともに、記録不整合問題の再発防止策を徹底すること。

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律